

こおりやましせいねんこうけんしゃん

郡山市成年後見支援センター

(郡山市受託事業)



お困りごと・心配ごとありませんか?



身寄りのない自分が
もし将来認知症になつたら

親の私たちが
いなくなつた後の
障がいのある子どもが心配…

難しい契約や
手続の仕方が不安



「郡山市成年後見支援センター」では、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分となり、自分一人では契約や財産の管理などをすることが難しい方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度などの活用について、お手伝いします。

成年後見制度って?

任意後見制度

判断能力が十分なうちに、あらかじめ自分が選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活や財産管理など代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

法定後見制度

判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。ご本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。

	任意後見	法定後見		
		補助	保佐	後見
対象となる方	将来に備える方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力がほとんどない方
		難しい手続きを手伝ってほしい	重要な契約を代わりに手続きしてほしい	すべての契約を代わりに手続きしてほしい
内容	判断能力があるうちに任意後見人を選定	一部の契約・手続等の同意・取消や代理	財産上の重要な契約等の同意・取消や代理	全ての契約等の代理・取消 ※日常生活に関する行為は除く
後見人等	自分で選んだ人を任意後見人にすることができる	家庭裁判所が補助人、保佐人、成年後見人を以下の候補者から選任 〔本人の親族、法律・福祉の専門家、その他の第三者、 福祉関係の法人やその他法人など〕		

せいねんこうけんせいど

成年後見制度を利用するにはどうすればいいの？

ほうていこうけんせいど
(法定後見制度)

相談

約1か月

申立ての準備

申立書や診断書、手数料などが必要です。

原則約1～2か月

申立て

手続きは家庭裁判所で行います。

約1か月

調査等

ご本人の判断能力について鑑定が必要になる場合があります。
(鑑定には別途費用が必要です。)

審判

家庭裁判所が後見等の開始の審判をすると同時に成年後見人等を選任します。

成年後見人等の活動開始

成年後見人等は家庭裁判所が選びます。
希望する人が選ばれる場合や、専門家などから選ばれる場合があります。
※成年後見人等に対する報酬等の費用が別途必要です。

当センターが

お手伝いします！

相談無料

【相談】

制度に関して総合的な相談をお受けいたします。

【申立ての準備】

利用するための手続や提出書類の作成方法のご説明などサポートします。

【成年後見人等への支援】

市民後見人等の方々に対し、必要に応じて法律や福祉等の専門家と連携しよりスムーズに後見活動が実施できるようサポートします。

こちらの制度も

あんしんサポート

成年後見制度の利用対象となるほど判断能力は低下していないが、ご自身だけでは日常生活上の金銭管理や福祉サービスの利用手続きに不安のある方に対して、自立した地域生活が送れるよう日常的な金銭管理や福祉サービスの利用に関する手続きのお手伝いを行います。

※社会福祉協議会が行っている福祉サービス お問合せ：郡山市社会福祉協議会 024-932-5311

お問合せ・ご相談は

電話：024-983-1557（直通）

郡山市成年後見支援センター

（郡山市受託事業）

〒963-8024

郡山市朝日一丁目29-9

（郡山市総合福祉センター 郡山市社会福祉協議会内）

開所時間：月～金 8:30～17:15

（祝日・年末年始を除く）

電話：024-983-1557（直通）

FAX：024-924-2954

メール：k-shakyo-f@violin.ocn.ne.jp



1 貧困をなくす

10 人や国の不平等をなくす



郡山市成年後見支援センター

検索

